

1 2. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の専用窓口でお受けします。

事業所相談窓口	0942-82-4400
受付時間	月～金曜日（国民の祝日・年末年始を除く） 午前9時00分～午後6時00分

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

久留米市役所(介護保険課) 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分 (土日祝日、12/29～1/3を除く)	〒830-8520 久留米市城南町15番地3 TEL：0942-30-9247 FAX：0942-36-6845
小郡市役所(長寿支援課) 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分 (土日祝日、12/29～1/3を除く)	〒838-0198 小郡市小郡255番地1 TEL：0942-72-2111 FAX：0942-73-4466
筑紫野市役所(高齢者支援課) 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分 (土日祝日、12/29～1/3を除く)	〒818-8686 筑紫野市石崎1-1-1 TEL：092-923-1111 FAX：092-920-1786
筑前町役場(福祉課) 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分 (土日祝日、12/29～1/3を除く)	〒838-0298 朝倉郡筑前町篠隈373番 TEL：0946-42-3111 FAX：0946-42-2011
大刀洗町役場(健康福祉課) 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分 (土日祝日、12/29～1/3を除く)	〒830-1298 三井郡大刀洗町大字富多819番地 TEL：0942-77-2266 FAX：0942-77-3063
鳥栖地区広域市町村圏組合(介護保険課) 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分 (土日祝日、12/29～1/3を除く)	〒841-0037 佐賀県鳥栖市本町3丁目1494番地1 TEL：0942-81-3315 FAX：0942-81-3316
朝倉市役所(介護サービス課) 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分 (土日祝日、12/29～1/3を除く)	〒838-8601 福岡県朝倉市菩提寺412-2 TEL：0946-22-1111 FAX：0946-23-1536

八女市役所(介護長寿課 介護保険係) 受付時間 月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分 (土日祝日、12/29～1/3 を除く)	〒834-8585 福岡県八女市本町 647 番地 TEL : 0943-23-1353 FAX : 0943-30-1505
うきは市役所(保健課) 受付時間 月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (土日祝日、12/29～1/3 を除く)	〒839-1393 福岡県うきは市吉井町新治 316 TEL : 0943-75-3111 FAX : 0943-75-5509
飯塚市役所(高齢介護課) 受付時間 月～金曜日 午前 9 時 00 分～午後 5 時 15 分 (土日祝日、12/29～1/3 を除く)	〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩 5 番 5 号 TEL : 0948-22-5500 FAX : 0948-25-6214
桂川町役場(保険環境課医療介護保険係) 受付時間 月～金曜日 午前 9 時 00 分～午後 5 時 15 分 (土日祝日、12/29～1/3 を除く)	〒820-0696 福岡県嘉穂郡桂川町大字土居 424 番地 1 TEL : 0948-65-1097 FAX : 0948-65-3424
嘉麻市役所(介護保険課) 受付時間 月～金曜日 午前 9 時 00 分～午後 5 時 15 分 (土日祝日、12/29～1/3 を除く)	〒820-0292 福岡県嘉麻市岩崎 1180 番地 1 TEL : 0948-42-7431 FAX : 0948-42-7093

1 3. ハラスメント禁止について

- (1) 事業所の従業員が、利用者またはその親族に対し 1 3- (3) 及び (4) に該当する行為を行った場合には、利用者は本契約の解除権を有するものとします。
- (2) 利用者またはその親族が、事業所の従業員に対し 1 3- (3) 及び (4) に該当する行為を行った場合には、当法人は本契約の解除権を有するものとします。
- (3) 本契約第 8 条-3 項によって禁止されるセクシャルハラスメントとは具体的には以下の行為をいいます。
 - ①性的な冗談、性的なからかい、性的な質問
 - ②容姿あるいは身体的な特徴に関する発言や質問
 - ③食事やデートへの執拗な誘い

- ④抱きつき・胸や陰部、おしり等の身体への不必要な接触ないしその要求
- ⑤キスや自身の陰部を触らせるなど性的な行為ないしその要求
- ⑥必要なく下半身を丸出しにすること
- ⑦性的な書式、写真、ビデオ等を見せつけること
- ⑧その他上記に準ずるような性的な言動

(4) 本契約第8条-4項によって禁止されるパワーハラスメントとは具体的には以下の行為をいいます。

- ①叩く、殴る、つねる、ひっかく、首を絞めるなどの暴力
- ②包丁などの刃物を向ける、物を投げる、つばを吐きかける
- ③脅迫、暴言、いきなり奇声を発する
- ④名誉を棄損したり、人格を否定する
- ⑤正当な理由もなく一方的に怒鳴る
- ⑥高圧的な態度で接する
- ⑦気に入っている介護サービス従業者以外に批判的な言動をする
- ⑧サービス内容に含まれないサービスを要求する
- ⑨執拗に住所や電話番号の個人情報を開示することを要求する等私的な事に過度に立ち入る
- ⑩その他上記に準ずるようなもの

1 4 . 虐待の防止の措置に関する事項

(1) 虐待の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- ① 虐待防止検討委員会を設置し、定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ②虐待の防止のための指針を整備する。
- ③従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的開催するために研修計画を定める。
- ④虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。

(2) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村へ報告するとともに、再発防止策を講じる。